平成２６年（フ）第２１３号
長崎県長崎市青山町20番４号
債務者　熊川　安也
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２１４号
長崎県長崎市青山町20番４号、住民票上の住所長崎県南松浦郡新上五島町岩瀬浦郷705番地
債務者　熊川　キサ
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２４６号
長崎県長崎市油木町31番11号　301
債務者　中村みどり
1　決定年月日時　平成26年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２４７号
長崎県長崎市千歳町21番３号　千歳マンション702号
債務者　福永　　学
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２５４号
長崎県西彼杵郡時津町浜田郷442番地６　アベニュー島田パートⅠ102号
債務者　藤川　忠司
1　決定年月日時　平成26年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２５６号
長崎県長崎市西海町1753番地54
債務者　川口　美香
1　決定年月日時　平成26年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第９４０号
東京都羽村市栄町１丁目２番地30スカイコーポ101
債務者　佐藤　史佳
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月23日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４０３号
静岡県浜松市中区鴨江３丁目56番23号　コンフォール鴨江108号、前住所静岡県浜松市中区蜆塚１丁目28番17号
債務者　須山　力一
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第４６２５号
大阪市西成区旭１丁目10番10―511号
債務者　秋中　　修
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７９２号
大阪市浪速区桜川４丁目１番29号　フローライト桜川701号
債務者　渡具知武浩
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８３８号
大阪府摂津市新在家１丁目８番７―202号　ローズハイツ
債務者　由良　正志
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０５８号
大阪市西淀川区大和田１丁目４番10号アーバンハイツ大和田Ⅱ203号室
債務者　松川　睦弥
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９１号
栃木県足利市高松町504番地
債務者　寺﨑　正紀
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月23日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第１１号
長野県上田市保野849番地１
破産者　有限会社長野プロテック
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第１３４号
秋田市河辺三内字野崎179番地10
破産者　有限会社スガトモ
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５４号
秋田市仁井田本町１丁目６番28号
破産者　有限会社第一建装
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５２２号
愛知県瀬戸市瘤木町29番地
破産者　瀬戸セーエー陶器株式会社
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部